

公益社団法人松阪青年会議所

勘定科目一覧表

※事業会計においては、次の一覧表の勘定科目を使用してください。（新たな科目を作らないでください）

(収益の部)

勘定科目		正味財産増減計算書科目	勘定科目の内容説明	消費税等課税区分
	細目			
(1) 登録料収益		受取会費	事業参加者の会費	課税収益
(2) 寄付金収益		受取寄付金	企業・団体・個人からの事業に対する寄付金	特定収益
(3) 補助金	国庫補助金	受取補助金等	国から事業に対する補助金	特定収益
	地方公共団体補助		地方公共団体から事業に対する補助金	特定収益
	民間補助金		LOM等から事業に対する補助金	特定収益
(4) 助成金	国庫助成金		国より支出される事業委託金	課税収益
	地方公共団体助成		地方公共団体より支出される事業委託金	課税収益
	民間助成金	LOM等より支出される事業委託金	課税収益	
(5) 広告料収益		事業収益	新聞、プログラム等に掲載する広告協賛金	課税収益
(6) 販売収益			物品等の販売による収入	課税収益
(7) 事業繰入金			一般会計の事業費からの繰入金	その他収益
(8) 特別事業繰入金			一般会計の特別事業費からの繰入金	その他収益
(9) 雑収益		雑収益	預金利息	非課税収益 注1
(10) 預り金			旅費・宿泊費等個人負担の通過勘定となるもの ※委員会が預かりそのまま業者支払	

注1) 受取利息は「非課税収益」、その他の雑収益は内容によって区分

(費用の部)

勘定科目		正味財産増減計算書科目	勘定科目（科目・明細）の内容説明	備考	消費税等課税区分
	細目				
(1) 会場設営費	会場費	賃借料	事業、大会等の会場使用料（※JC会館使用料はマニュアル記載金額を算出根拠とし、見積書の提出は不要とする）		課税支出
	設営費		会場の舞台装置及び関連設備の費用		課税支出
	レンタル料		機材等のレンタル料		課税支出
	運送費		機材等の運搬料		課税支出
	人件費		会場設営に関わる業者人件費		非課税その他 注1
(2) 企画演出費	食事代	雑費	会場設営に関わるボランティア等の食事代		課税支出
	企画費	委託費	事業、大会等の企画費		課税支出
	演出費		事業、大会等の演出費		課税支出
	人件費		アルバイト、通訳、アドバイザー等の人件費		課税支出
	旅費交通費		企画・演出に伴う旅費交通費		課税支出
食事代	雑費	企画・演出に伴うボランティア等の食事代		課税支出	
(3) 本部団関係費	会場費	賃借料	本部団の会場使用料		課税支出
	設営費		本部団の設営機材等の費用		課税支出
	レンタル料		本部団の機材等のレンタル料		課税支出
	運送費		本部団機材の運搬費		課税支出
	人件費	諸謝金	事務職員、医師・看護婦等の給与及び謝礼金	源泉徴収。法人は不	非課税その他 注1
	旅費交通費	旅費交通費	本部団運営に伴う旅費交通費		課税支出 注2

(費用の部)

勘定科目		正味財産増減計算書科目	勘定科目(科目・明細)の内容説明	備考	消費税等課税区分
	細目				
	保険料	保険料	本部団運営に伴う保険料		非課税その他
	食事代	雑費	本部団におけるボランティア等の食事代		課税支出
	通信費	通信運搬費	本部団における通信費		課税支出 注3
	消耗品費	消耗品費	本部団における事務消耗品費(見積書が取得できない少額のものについては、財政審査会議に相談のこと)		課税支出
	渉外費	雑費	渉外活動に関する記念品及び役員等の接遇に関する費		
(4) 講師関係費	諸謝金		講師等に支払った支払金で源泉徴収税を含む費用。記念品との併用不可	法人は源泉徴収不要	課税支出
	記念品代	諸謝金	講師等に謝礼として渡した記念品(土産)	諸謝金と重複できません	課税支出 注4
	交通費		講師等に支払った交通費	現金: 源泉徴収	課税支出
	宿泊費		講師等に支払った宿泊費	クーポン: 源泉徴収不	
	保険料	保険料	講師等に伴う保険料		非課税その他
(5) 広報費	食事代	雑費	講師等に対する飲食費用		課税支出
	会合費		講師等との打ち合わせ費用		課税支出
	会場費	賃借料	広報活動を行うための会場使用料		課税支出
	設営費	賃借料(購入したものは消耗品費)	広報活動を行うための設営機材等の費用		課税支出
	レンタル料	賃借料	広報活動を行うための機材等のレンタル料		課税支出
	運営費	諸謝金	広報活動に関する企画費用・人件費	個人については源泉徴収	課税支出
	作成費	委託費	招待状・案内状・ポスター・チラシ・広報ビデオ等の作成印刷費(写真・翻訳料・デザイン料等含む)	個人については源泉徴収	課税支出
	PR費	委託費	新聞・雑誌等の掲載料		課税支出
	通信費	通信運搬費	看板等の事業広報のための費用		課税支出 注3
	消耗品費	消耗品費	招待状・案内状等の送付費用		
(6) 資料作成費	資料費	雑費	封筒代等広報に関する消耗品(見積書が取得できない少額のものについては、財政審査会議に相談のこと)		課税支出
	作成費	委託費	資料に使用のため購入した資料費用		課税支出
	レンタル料	賃借料	ビデオ・イラスト・当日パンフレット・マニュアル等の作成印刷費用(写真・翻訳料・デザイン料等含む)	個人については源泉徴収	課税支出
	通信費	通信運搬費	資料作成に関する機材レンタル料		課税支出
	消耗品費	消耗品費	資料の事前の送付費用・運搬費用		課税支出 注3
(7) 報告書作成費	作成費	委託費	テープ・フィルム等資料作成の消耗品		課税支出
	レンタル料	賃借料	報告書・ビデオ等の作成・印刷費(写真・翻訳料・デザイン料等含む)	個人については源泉徴収	課税支出
	通信費	通信運搬費	報告書作成に関する機材レンタル料		課税支出 注3
(8) 懇親会費	消耗品費	消耗品費	報告書等の送付費用・運搬費用		課税支出
	会場費	賃借料	テープ・フィルム等報告書作成の消耗品		課税支出
	設営費	賃借料(購入したものは消耗品費)	懇親会等に関する会場使用料		課税支出
	レンタル料	賃借料	会場の舞台装置及び関連設備の費用		課税支出
	運送費	通信運搬費	機材等のレンタル料		課税支出
	アトラクション費	委託費	機材等の運搬費		課税支出
	人件費	諸謝金	アトラクション・ショー等の費用	出演料は源泉徴収	課税支出
	旅費交通費	旅費交通費	アルバイト・コンパニオン等の費用	個人については源泉徴収	課税支出 注1
	保険料	保険料	懇親会に伴う旅費交通費		課税支出 注2
		懇親会に伴う保険料		非課税その他	

(費用の部)

勘定科目		正味財産増減計算書科目	勘定科目(科目・明細)の内容説明	備考	消費税等課税区分
	細目				
	飲食費	雑費	懇親会等における飲食等の費用		課税支出
(9) 渉外費	役員渉外費	雑費	対外役員等の接遇に関する費用		非課税その他 注5
	記念品代	雑費	渉外活動に関する記念品(土産代も含む)		課税支出 注4
(10) 旅費交通費	交通費	旅費交通費	事業・セミナー等を行うために要した交通費		課税支出 注2
	宿泊費	旅費交通費	事業・セミナー等を行うために要した宿泊費		
	旅費	旅費交通費	事業・セミナー等を行うために要した旅費		
(11) 参加記念品費		雑費	事業参加者に渡す記念品		課税支出 注4
(12) 保険料		保険料	事業に関わる損害保険料等		非課税その他
(13) 通信費		通信運搬費	上記以外の通信費		課税支出 注3
(14) 雑費		雑費	性質上他の勘定科目に含まれないもの(公認会計士報酬等、カード決済手数料等)		内容によって判定 注6 ※委員会カード決済における手数料は課税支出
			小額の支出で勘定科目を設けるまでもない費用 (振込手数料等)		
(15) 予備費			全ての事業につき総予算(預り金を除く)の3%以内としてください。		—
(16) 預り金支出			預り金の支出 ※預り金の収支は必ず±0円となる		

注1) アルバイト等給与に該当するもの。人材派遣会社等に支払うものは「課税支出」。

注2) 海外渡航費、海外での宿泊費等は「非課税その他」。

注3) 国際電信電話、国際郵便は「非課税その他」。

注4) 商品券等物品切手を渡す場合は「非課税その他」。

注5) 金銭をそのまま渡す場合。物品等の場合は、その都度判定する。

※受領する領収証類の宛名は、必ず「公益社団法人松阪青年会議所」としてもらってください。

また、支出の内容を必ず明記しておいてください。